

四日市看護医療大学における障がいのある 学生への支援に関する基本方針

平成30年3月14日制定

1. 趣旨

四日市看護医療大学（以下「本学」という。）は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）の趣旨を鑑み、また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）」に即して、学生が障がいの有無及びその程度によって分け隔てられることのないよう支援を行う。

そのため、本学は、必要に応じて修学上の適切かつ合理的な配慮を行い、学生が障がいを理由として差別的扱いを受けることがないよう具体的措置を講じるとともに、障がいについて理解を深めるための啓発活動に努める。

2. 支援対象及び支援範囲

障がいのある学生とは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」による「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁等により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」本学入学希望者及び本学学生で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性を認められた者をいう。

また、支援の範囲は、入学試験に関する事項、入学から卒業・修了までの修学に関する事項及び進学・就職等に関する事項等、教育・研究及び学生生活全般に関するものとする。

3. 支援方針

障がいのある学生が本学において教育を受け、学生生活を過ごすにあたり生ずる社会的障壁の除去を希望した場合、その障がいの特性や社会的障壁の具体的内容に応じ、本学と障がいのある学生双方の建設的対話による相互理解を通じて、以下の支援方針に従い、合理的配慮に基づく支援を行う。

- (1) 学生の個別の意思、選択を常に尊重する。
- (2) 学生本人を交えて十分に話し合い、支援のあり方を考える。
- (3) 全学の関係者が協力して支援に取り組む。
- (4) すべての学生に等しく修学の機会を保障する。
- (5) 個人情報の保護を徹底する。
- (6) 支援についての情報を学内外に向けて公開、発信する。

4. 支援体制

障がいのある学生への支援を全学的に行うために、学部・学科、研究科・専攻、教育推進・学生支援センター及び入試広報室等の関係部局等が緊密に連携し、支援を行う。

また、障がいのある学生への相談対応、障がいのある学生の修学・生活環境の整備及び関係部局間や支援者間の連携支援が適切に行われるための調整を行う。

5. 個人情報の保護と守秘義務

支援を行う上で知り得た障がいのある学生の個人情報の管理を厳密に行い、第三者に個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人の同意が得られたものについて行う。

ただし、障がいのある学生への連携支援を行うために必要と本学が判断した場合、守秘義務を十分に遵守しつつ支援者間での個人情報の共有を行うことができる。